

議案第41号

目黒区立住区センターの設置及び管理の基本に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成29年9月7日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立住区センターの設置及び管理の基本に関する条例の一部を改正
する条例

目黒区立住区センターの設置及び管理の基本に関する条例（昭和51年10
月目黒区条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表1同東山住区センターの項中「同 東山三丁目19番18号」
を「同 東山二丁目24番30号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(説明) 東山住区センターの位置を変更するため、条例改正の必要を認め、
この案を提出します。

資料 1

目黒区立住区センターの設置及び管理の基本に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例																
<p>別表1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="143 401 519 470">名称</th> <th data-bbox="519 401 1041 470">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="143 470 1041 539">(現行に同じ。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 539 519 608">同 東山住区センター</td> <td data-bbox="519 539 1041 608">同 東山二丁目24番30号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="143 608 1041 677">(現行に同じ。)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(現行に同じ。)		同 東山住区センター	同 東山二丁目24番30号	(現行に同じ。)		<p>別表1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1158 401 1532 470">名称</th> <th data-bbox="1532 401 2054 470">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1158 470 2054 539">(省 略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 539 1532 608">同 東山住区センター</td> <td data-bbox="1532 539 2054 608">同 東山三丁目19番18号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1158 608 2054 677">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(省 略)		同 東山住区センター	同 東山三丁目19番18号	(省 略)	
名称	位置																
(現行に同じ。)																	
同 東山住区センター	同 東山二丁目24番30号																
(現行に同じ。)																	
名称	位置																
(省 略)																	
同 東山住区センター	同 東山三丁目19番18号																
(省 略)																	

目黒区立東山住区センター位置図
(東京都目黒区東山二丁目24番30号)

